

令和3年度 第10回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和4年1月12日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時00分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉			
欠席委員	推進委員	山本 昭子							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	4番	盛田 敬一	5番	小林 正樹					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和3年度第10回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							
3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、4番の盛田委員と5番の小林委員でお願いします。							

4. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和3年12月8日から令和4年1月11日までの行事等についてです。まず12月8日ですが、第9回農業委員会定例会を開催しました。10日に第8回農業委員会定例会の議事録を、21日に第9回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。23日には、国と地方の協議の場（農地転用許可制度及び農業振興地域制度）がオンライン形式で開催されました。そしてこの1ヶ月間で、利用権設定等申出書を4件、受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

（意見等なし）

5. 付議事項

会 長

付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,428㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

2件目の申請に係る農地は大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,596㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

3件目の申請に係る農地は大字屋堂羅の田3筆で、3筆の合計面積は4,529㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇〇、借

受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

伊井野委員 屋堂羅地域の1番奥の所で作られている圃場整備田です。平成29年度から貸付が行われていますが、期限が切れるため、更新のための再設定ということです。従来と条件の変更はなく、借受人がすべての圃場整備田を受けるとということです。間にある農地は、所有者自身で作られているということです。特に問題はありません。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 4件目の申請に係る農地は大字須澄の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は3,139㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字須澄の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員 この件も再設定ということで、貸付人に確認をとりました。特に問題はないと思います。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

5件目の申請に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地域内、面積は1,870㎡、設定の内容は更新です。貸付人は長野県神田市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

この件も再設定ですので、特に問題はありません。一応、貸付人に電話をしました。長野県にお住まいで、若桜町に実家があるのですけれども、実家にはどなたも住んでおりません。それで、貸付人が跡継ぎということになっているようです。困っていることがありまして、誰も若桜町にお住まいではないので、どうすればよいかと質問をされました。コロナ禍により2、3年は若桜町に帰っていないということで、若桜町に帰ってきたときに役場に行って相談するか、親族の方々の皆さんで話し合っていたほうが良いと言いました。そういった問題が、若桜町でも多くなっていると思います。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

職務代理

貸付人の農地ですが、この他にも借受人が作られている農地があるのですか。

6. その他	事務局	これ以外にもありますが、全部ではないです。
	会長	盛田委員が先ほど言われました相談の件については、あの回答でいいのですか。
	事務局	はい、まずは農業委員会に申請等をする前に、一度ご家族等で相談していただくことです。
	伊井野委員	貸付人は長野県にお住まいですが、借受人にはどういう関係で耕作してもらっているのですか。
	盛田委員	貸付人の母親が以前、借受人と契約していました。母親が亡くなり、そのときに契約を継承しました。
	会長	ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。
	委員	(異議等なし)
	会長	それでは、申請どおり決定します。
	会長	その他の事項です。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> ●事務局より、農地パトロール未実施農地の一覧を提示。その中で、現況地目が田畑以外の土地から除外する方向で進めていく。 ●次回定例会にて、令和4年度の若桜町農作業標準賃金表(案)について審議していただく。 ●次回定例会は、2月10日(木)9:00~に決定。 <p>以上で、令和3年度第10回の定例会を終了します。</p>